

○介護サービス情報公表システム「重要事項説明書」の閲覧・確認方法



[群馬県 | 介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」](#)

令和7年度（2025年度）より、重要事項等の情報を原則としてウェブサイト（法人のホームページ等または介護サービス情報公表システム）に掲載することが義務化されています。

群馬県 介護事業所・生活関連情報検索

事業所の特色をクリック

事業所の概要 事業所の特色 事業所の詳細 運営状況 その他

記入日：2025年02月20日

※このページは事業所の責任にて公表している情報です。

● 受け入れ可能人数

● 利用者の特色に関する自由記述

要支援1・2の方へ要介護5の寝たきりの方まで、さまざまな利用者様を担当させていただきます。

● ケアの詳細（具体的な接し方等）

法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧

● 利用申込者のサービスの選択に資すると認められるもの

「重要事項説明書」等をクリックすると閲覧できる

令和6年4月 運営規定
令和6年4月 重要事項説明書

法人のホームページ等で公開していない場合は、重要事項説明書をPDF、Excel、Word形式でアップロードする必要があります。

- ・法人のホームページ等で既に公開している場合は、情報公表システムへの掲載は不要です。
- ・運営規定でも可能となります。

○介護サービス情報公表システム「重要事項説明書」等のアップロード方法

○介護サービス情報の公表 「重要事項説明書」のアップロード方法

令和7年度(2025年度)より、重要事項等の情報を原則としてウェブサイト(法人のホームページ等または介護サービス情報公表システム)に掲載することが義務化されます。

介護サービス情報報告システム | 群馬県

2024年度 > 手順1 基本情報 > 手順2 運営情報 > **手順3 事業所の特色** > 手順4 独自項目 > 手順5 お問い合わせ > 手順6 請求書の提出

事業所の特色をクリック

手順3 事業所の特色

項目	状況	備考
1.事業所の特色	現在、情報がありません。	

手順4 独自項目

項目	状況	備考

①ファイルをアップロード

②書類のタイトルを入力

記入した内容をチェックして登録する 前画面に戻る

法人のホームページ等で公開していない場合は、重要事項説明書を PDF、Excel、Word 形式でアップロードする必要があります。

- ・法人のホームページ等で既に公開している場合は、情報公表システムへの掲載は不要です。
- ・「事業所の特色」のページ最下部、『法令・通知等で「書面掲示」を求める事項の一覧』の「利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(運営規程の概要等)」に「ファイルの選択」で書類をアップロードしてください。